最終転貸者（再貸付団体又は借受者）たる農業協同組合等の皆様へ

2018年4月から転貸リースにおける信用保険が変わりました

① 2018年4月以降貸付け開始のリース機械については、補償対象債権額（リースの残債額）は、消費税相当額を含めた額で算出されます。（注）それに応じて農家の支払保険料も増加することとなります。

② 支払保険金の上限額は原則2,000万円ですが、2018年4月以降の借受者で、貸付申請時に上限額引き上げを希望され別途保険会社の審査に通った方に対しては、上限額がなくなりました。
（注）支払保険金額の上限が撤廃された場合、それに応じて農家の支払保険料も増加することとなります。

③ 縮小率が90%から95%に改正され、いざというときに支払われる保険金が増えます。

④ 信用保険料率が、2022年4月の保険料から0.5%⇒0.48%に引き下げられました。

1 信用保険は誰のための保険

○ 転貸リースにおける信用保険は、最終転貸者たる農業協同組合等のための保険です。最終転貸者は、最終借受者たる畜産農家等が経営破綻等により貸付料又は譲渡価額の返済ができなくなったときは、当該最終借受者からの納入を待たず、協会へ精算額を納入することになります。しかし、最終借受者が信用保険に加入していれば、1最終借受者当たり2,000万円を上限（ただし、希望者で保険会社の審査に通った場合は上限なし）として、保険会社から保険金が支払われることになり、最終転貸者の納入すべき額が大幅に縮減されることになります。一方、最終借受者も信用保険に加入することにより、安心して営農ができます。

○ 最終借受者の負担する保険料は、0.48%（2018年4月より従来の0.5%から引下げ）です。支払は、リース機械の貸付料の納入と同じ年2回払い（9月・3月）です。取得価額 1,100万円（税込）、貸付期間6年、譲渡価額10%の場合の保険料は、6年間合計で約186,000円です。

○ 保険金は、最終借受者の保険事故と確定された時点の補償対象債権額（リース機械の取得価額から納入済みの基本貸付料を差し引いた額。2018年4月以降貸付け開始のリース機械は消費税込みで算出）から貸付施設の処分等により回収された金額（回収金）を差し引いた額に95%（2018年4月より従来の90%から変更）の縮小率を乗じて得た額が支払われます（1最終借受者当たり 2,000 万円が上限（ただし、希望者で申請時に保険会社の審査に通った場合は上限なし）となります。）

計算例

リース機械の取得価額（税込）（A）	11,000,000円
納入済みの基本貸付料（税込）（B）	4,125,000円
回収金（税込）（C）	2,200,000円
補償対象債権額（D）＝（A）－（B）＝	6,875,000円
支払保険金額（E）＝〔（D）－（C）〕×95% ＝	4,441,250円

※ 支払保険金額は4,441,250円となりますが、最終転貸者（農協）は、縮小率の残5%（233,750円）のほか、附加貸付料（日割り計算）及び延滞に係る違約金を協会に納入することとなります。

2 信用保険の加入に係る最終転貸者の事務

この信用保険では、加入依頼書の提出を受け、協会から保険会社に通知したものはすべて加入の扱いとなります。この場合、貸付契約締結の時点で既に赤字経営又は債務超過である最終借受者については保険金支払の対象にならないので、最終転貸者には、加入依頼書の受付けに当たっては、裏面の事務を行っていただきます。

● 最終転貸者は、最終借受者が自署・捺印した「依頼書」（畜産近代化リース協会信用保険制度の利用について）と加入依頼日直前の税務申告書類又は決算書類の提出を受け次の事項を確認します。

> **個人農家の場合**……青色申告書Ｂで税務申告をしている者にあっては、「損益計算書」で事業所得が赤字でないこと。
> 白色申告書Ｂで税務申告をしている者にあっては、「収支報告書」の所得金額がマイナスでないこと。
> **法人の場合**……決算期の「貸借対照表」で債務超過でないこと。

なお、提出された書類は、最終転貸者において貸付期間の終了時まで保管していただきます。

● 前記により、赤字又は債務超過でないことを確認した最終転貸者は、協会と貸付契約を結ぶ借受者を通じて「依頼書」（最終転貸者の押印）を「貸付申請書」とともに、協会に提出します。

これを受けて協会は、提出された「依頼書」に特段の支障が認められないときは、協会のリース番号を記入（協会理事長の押印）し、保険の対象とする旨を借受者を通じて最終転貸者に通知するとともに、保険会社に通知します。

3 信用保険は継続加入が原則

最終転貸者は、信用保険に加入している最終借受者が追加で貸付契約を申請した場合、「貸付申請書」と併せ信用保険の「依頼書」を協会に提出します。ただし、年（度）が替わり、個人の税務申告で赤字又は法人の決算期で債務超過となった年（度）があると、その翌年（度）に貸付けを受ける貸付施設に係る債務は、保険金支払いの対象となりませんので、「依頼書」の提出は不要です。

4 信用保険のモニタリング調査

最終転貸者には、協会の信用保険制度の円滑、かつ、安定的な運営のために必要なモニタリング調査等協会が必要と認める調査が行われるときには協力していただきます。モニタリング調査は、協会と保険会社が協議した一定の条件で抽出（サンプリング）した最終転貸者から、次の資料（個人名、法人名及び住所等は黒塗り等で消去）を協会に提出していただきます。

> **個人農家の場合**……青色申告書Ｂの貸借対照表と損益計算書（前年と前々年の２年分）
> **（最終転貸者が抽出）**
> **法人の場合**……貸借対照表と損益計算書（前年度と前々年度の２年分）
> **（最終転貸者が抽出）**

なお、協会及び保険会社は、この調査の資料によって、サンプリングの対象となった最終借受者の信用保険への加入の可否を判断することはありません。

信用保険についご不明な点は、協会畜産事業部までお問い合わせください。

公益財団法人
畜産近代化リース協会
ＴＥＬ：03－3584－0899（畜産事業部）
ＦＡＸ：03－3584－0758
E-mail：info@japla.lin.gr.jp

2022 年 4 月作成版